

## 2 定 款

### 第1章 総則

#### (名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人御浜町シルバー人材センターと称する。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和 4239 番地に置く。

#### (目 的)

第3条 この法人は、定年退職者等の高年齢退職者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

#### (事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- (2) 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
- (3) 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。
- (4) 前三号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

### 第2章 会員

#### (会員の構成)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者であって、理事長の承認を得た者。
  - ア 御浜町に居住する原則として60歳以上の者。
  - イ 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者。

- (2) 特別会員 この法人に功労があった者又はこの法人の事業運営に必要な学識経験を有する者で、理事長の承認を得た者。
- (3) 賛助会員 御浜町に住所又は事務所がある個人又は団体であってこの法人の目的に賛同し、事業に協力するもので理事長の承認を得たもの。

#### (入会)

第6条 正会員、特別会員又は賛助会員として入会しようとする者は理事会の定めるところにより申込みをし、理事長の承認を受けなければならない。

2 入会は、理事長がその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

#### (会費)

第7条 正会員及び特別会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格喪失)

第8条 正会員、特別会員又は賛助会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 1年間以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 全ての正会員及び特別会員の同意があったとき。

#### (退会)

第9条 正会員、特別会員又は賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

#### (除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、社員総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知するとともに、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は他の規程に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

#### (会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 社員総会

#### (構成)

第 12 条 社員総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

2 前項の社員総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

#### (権限)

第 13 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員の選任又は解任
- (2) 役員の報酬等の額の決定又は役員の報酬等の支給の基準
- (3) 役員の賠償責任の免除
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 会費及び賛助会費の金額
- (7) 会員の除名
- (8) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (9) 合併
- (10) 前各号に定めるもののほか、法令及びこの定款に定める事項

#### (種別及び開催)

第 14 条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 正会員及び特別会員総数の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員及び特別会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき。

#### (招集)

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 理事長は、社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面をもって開催日の 1 週間前までに通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員及び特別会員が書面によって、議決権を行使することができるとしているときは、2 週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、当該社員総会において正会員及び特別会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、正会員及び特別会員 1 名につき 1 個とする。

(定足数)

第 18 条 社員総会は、正会員及び特別会員の総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 19 条 社員総会の決議は、一般法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、出席した正会員及び特別会員の過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正会員又は特別会員として決議に加わることはできない。

(書面決議等)

第 20 条 社員総会に出席できない正会員及び特別会員は、法令の定めるところにより、予め通知された事項について書面をもって決議し、又は他の正会員及び特別会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員及び特別会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 21 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長、出席した理事長及び副理事長は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 4 章 役員

(役員の設置)

第 22 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 10 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を副理事長とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第 23 条 役員は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

#### (理事の職務及び権限)

- 第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。
- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
  - 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
  - 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。また、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、代表権を除く業務執行に係る職務を代行する。
  - 5 理事長及び副理事長は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

- 第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
  - 3 前 2 項に定めるもののほか、監事の職務及び権限に関する事項は、一般法人法で定めるところによる。

#### (任期)

- 第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  - 3 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 役員は、第 22 条第 1 項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

#### (解任)

- 第 27 条 役員は、社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、社員総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議に基づいて行なわなければならない。

#### (報酬等及び費用)

- 第 28 条 役員には、社員総会において定める総額の範囲内で報酬を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をることができる。
  - 3 前 2 項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程による。

#### (取引の制限)

- 第 29 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
  - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なくその取引の重要な事実を、理事会に報告しなければならない。

(役員の責任の免除)

第 30 条 この法人は、役員の一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第 5 章 理事会

(構 成)

第 31 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長の選定及び解職
- (6) 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認

(開 催)

第 33 条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 一般法人法の定めるところにより、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、前条第 3 号による場合は理事が、前条第 4 号後段による場合は監事が、理事会を招集する。

- 3 理事長は、前条第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議により、別に定める。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 第1項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金)

第 44 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であつて、正会員及び特別会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議を経なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 45 条 理事長は、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第 46 条 この法人は、剰余金を分配することができない。

(特別の利益の禁止)

第 47 条 この法人は、この法人の会員、役員若しくは使用人に対し、特別の利益を与えることができない。

2 この法人は、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与えることができない。ただし、公益社団法人又は公益財団法人に対し、当該法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える場合を除く。

## 第 7 章 基金

(基金の拠出)

第 48 条 この法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第 131 条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第 49 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 50 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第 51 条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 52 条 この定款は、第 50 条の規定を除き、社員総会において正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により変更することができる。

(解散)

第 53 条 この法人は、一般法人法第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第 54 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第 5 条第 17 号イからトまでに掲げる法人に贈与するものとする。

## 第 9 章 事務局

(事務局)

第 55 条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

## 第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第11章 附則

### (最初の事業年度)

第57条 この法人の最初の事業年度はこの法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

### (施行期日)

この定款は、平成30年5月10日変更する。